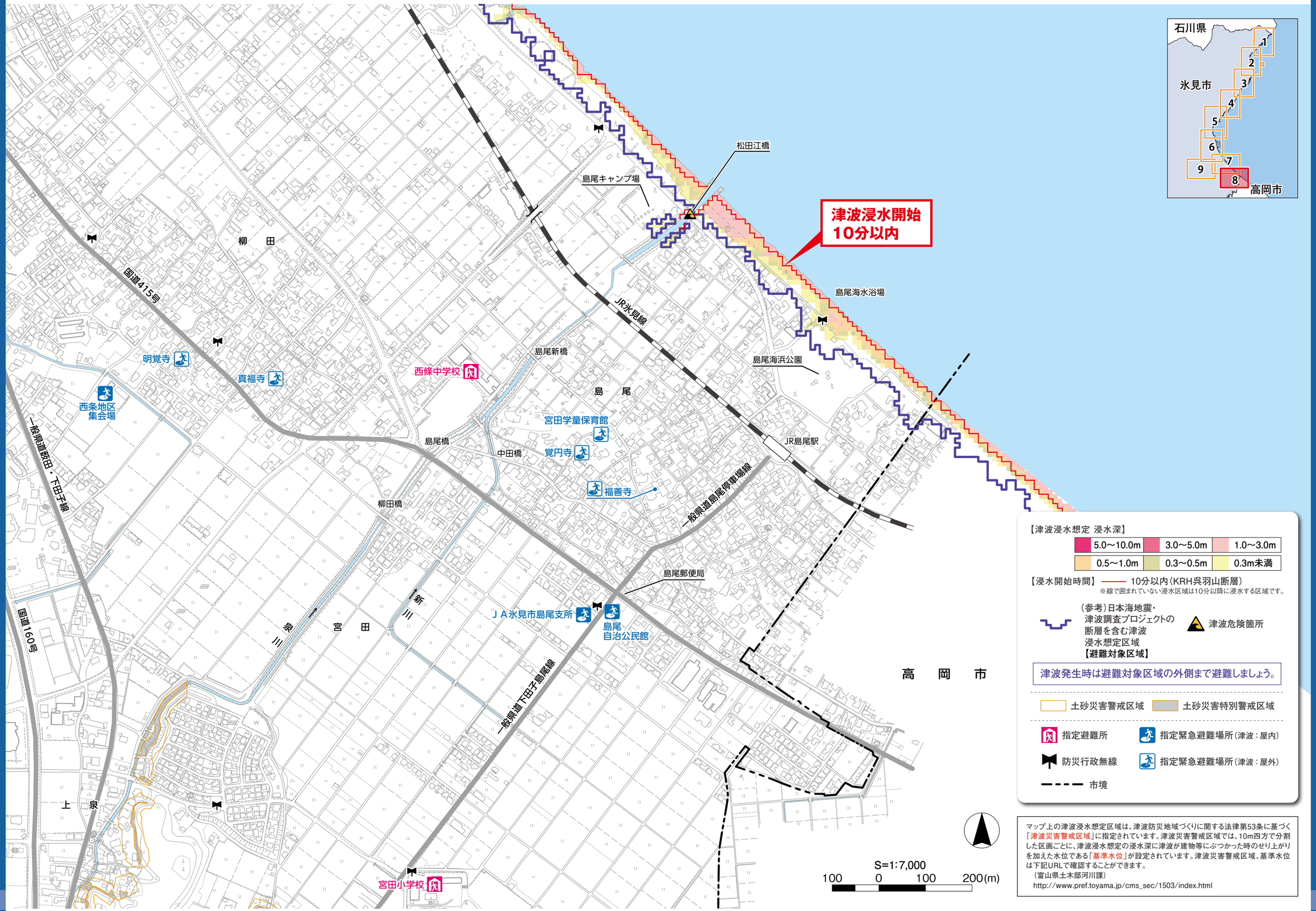


マップ上の津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。津波災害警戒区域では、10m四方で分割した区画ごとに、津波浸水想定の浸水深に津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。津波災害警戒区域、基準水位は下記URLで確認することができます。
（富山県土木部河川課）
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/index.html

※このマップに使用している地形図は、氷見市発行の5千分の1地形図（H28.12作成）を複製したものです。